

教育大綱の位置付け
町では、平成21年3月に、豊かな自然の中で、健康で潤いに満ちた幸福な生活を送ることができると社会を実現するため、「開成町人づくり憲章」

教育大綱の計画期間
「開成町教育大綱」の計画期間は、「開成町教育振興基本計画」の計画期間や町長の任期などを勘案し、平成30年度までとします。

策定の背景
平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、地方公共団体の長は、教育に関する施策の目標や基本方針となる教育大綱を策定することになりました。「開成町教育大綱」は、「開成町人づくり憲章」を基本理念とし、教育分野の重点的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。策定にあたっては、「開成町総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会による協議・調整を重ねています。

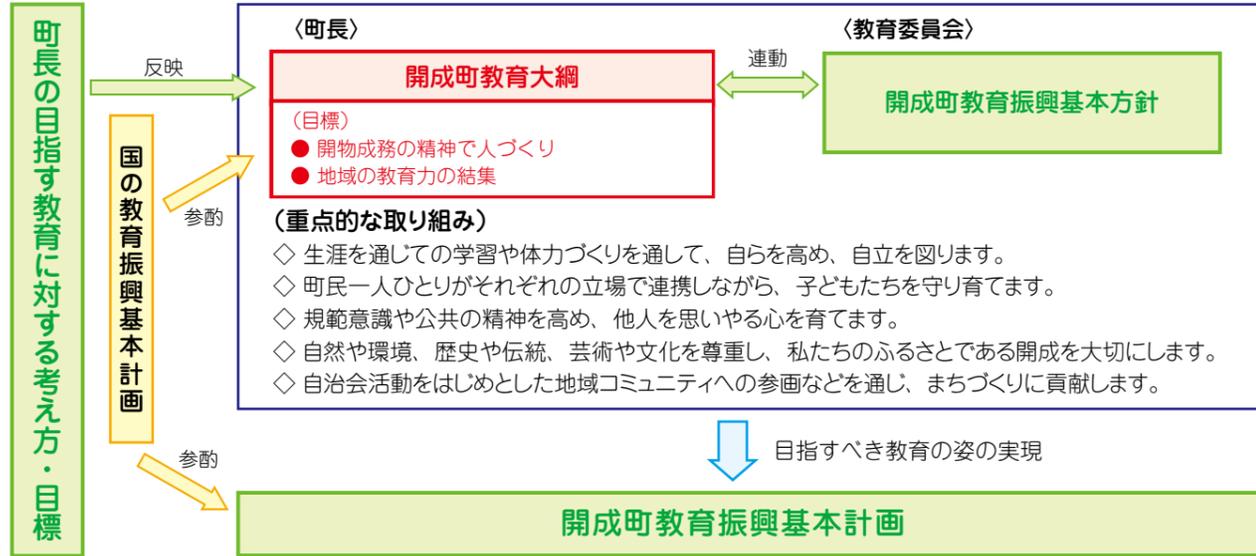
また、教育委員会では、「開成町人づくり憲章」の理念を具体的に実現するため、平成21年度から概ね10年間を通じて目指すべき町の教育の姿を示す「開成町教育振興基本方針」を、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「開成町教育振興基本計画」をそれぞれ策定し、教育の振興に取り組んでいます。第五次開成町総合計画と整合性を図りつつ、開成町教育振興基本方針と連動する形で策定します。

「教育の町開成」の創造を目指して
「開成町教育大綱」の策定に取り組んでいます
企画政策課 ☎84-0312

町では、教育に関する施策の目標や基本方針となる「開成町教育大綱」の策定に取り組んでいます。

開成町人づくり憲章

人づくり憲章を具現化



●“オール開成”で取り組む魅力ある教育



個人番号カードの交付が始まります

問 税務窓口課 ☎84-0313

平成27年10月からマイナンバー制度がスタートし、通知カードを送付しました。町では、2月から個人番号カードを申請された方に順次交付が始まります。

| 通知カード(10月から送付) | 個人番号カード(希望者のみに初回無料交付) |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書として利用できません。 ・個人番号を証明する場面では別途身分証明書が必要です。 ・有効期限はありません。 <p>※通知カードが届いていない方は、税務窓口課へご連絡ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書として利用できます。 ・個人番号を証明する場面で利用できます。 ・e-Taxなど電子証明書を使用する手続きに利用できます。 ・有効期限があります。 |

個人番号カードの受け取りは役場へ

交付準備ができた方へ交付通知(はがき)を送付します。交付通知が届いた方は、次のものをお持ちのうえ税務窓口課へお越しください。

※多くの方が申請された場合、交付まで相当時間お待ちいただくことが予想されます。

【必要な持ち物】

■本人が来庁する場合

- ・交付通知書(はがき)
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

・本人確認書類

本人確認書類

- ① 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、住民基本台帳カード(写真付)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書のうち1点
- ② ①をお持ちでない方は「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されたもの2点(例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

※15歳未満の方及び成年被後見人については、法定代理人だけではなく本人も来庁してください。本人が来庁する場合の持ち物のほかに、法定代理人の本人確認書類と代理権の確認書類(戸籍謄本やその他資格を証する書類)が必要です。ただし、本籍地が開成町である場合や本人が15歳未満で代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合は、代理権の確認書類は不要です。

■代理人が来庁する場合

本人が病気、身体の障害その他のやむをえない事情により、来庁することが難しい場合は、代理人にカードの受け取りを委任することができます。本人が来庁する場合と持ち物が異なりますので、詳細はお問い合わせください。